6-1 申告·課税状況

申告・課税状況 (合計分) 曲 告 状 況 課 税 状 況 区 分 員 員 金 額 人 金 額 外 外 外 外 取得財産価額(本年分) 13, 913 80, 691, 754 12,080 79, 786, 524 配 控 280 2, 555, 614 280 2, 555, 614 特 別控除額 12, 954 35, 439, 593 12,034 34, 427, 593 特別控除後の課税価格 基礎, 9, 123 42, 803, 317 額 税 9, 123 13, 045, 414 玉 税 額 控 除 額 医療法人持分税額控除額 22 額 差 9, 123 13, 045, 392 農 地等納税猶予税額 式等納税猶予税額 株 特例株式等納税猶予税額 52 8, 766, 209 医療法人持分納税猶予税額 事業資産納税猶予税額 27 9,078 付 4, 279, 156 災害減免法第4条による免除税額

申告:	課税状況	(暦年課税分①)
-----	------	----------

区	分		申	告	丬	け 況		課	税	状	況
	N	J		員	金	金 額)	(員	金	額
				人		千円]		人		千円
取得財産価額	(本年分)			11,081		48, 290, 473			9, 248		47, 385, 243
内 特例貝	曾 与 財 産 分			5, 353		30, 760, 586			4, 796		30, 210, 206
内 一般貝	曾 与 財 産 分			5, 797		17, 529, 888			4, 532		17, 175, 038
配偶者	控 除 額			280		2, 555, 614			280		2, 555, 614
基 礎 控	除額			10, 168		11, 184, 800			9, 248		10, 172, 800
基礎控除後	の課税価格						L		8, 950		34, 656, 829
贈与	税 額								8, 950		11, 416, 116
外 国 税 額	控除額				/				1		-
医療法人持分	税額控除額								1		22
差 引	税 額		_					·	8, 950		11, 416, 094

申告·課税状況(相続時精算課税分②)

	区				,	分				申	告	状	況			課	税	妆	け 況	
					2	IJ		Ī	人		員	金		額	人		員	金	È	額
														$\overline{}$			人			千円
取	得財	産 価	額	(>	本 4	丰 :	分))									2,920		32, 401	1,281
特	別	J	控		除		1	額									2,874		24, 254	1, 793
特	別控	除額	後	のま	課利	兇 1	価 ‡	挌									183		8, 146	5, 488
贈		与		税	į		1	額			/						183		1, 629	9, 298
外	玉	税	額	控	5	除	1	額		/							-			1
差		引		税	Ĺ		1	額	_								183		1, 629	9, 298

調査対象等:

「申告状況」は、令和4年中に財産の贈与を受けた者について、令和5年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した

- (注) 1 外書は、災害減免法第 6条の適用を受けた人員 及び被害を受けた部分の 価額を示す。
 - 2 人員について、(暦年 課税分①)と(相続時精 算課税分②)に重複する 者があるため、①②の合 計は(合計分)と一致し ない。
 - 3 (暦年課税分①)の「取得財産価額(本年分)」の人間、取得財産のいて、「内内の人員と「内内の人員と「内内の大きなのたの」の人員と「内内の大きなのため」の人員の会財は「財産分」の人員の合財は「取りの人員の合財は「取りの人員の合財を領(本年分)」の人員の会財ない。
 - 4 (相続時精算課税分 ②)の「申告状況」 は、「課税状況」と一 致するため記載を省略 している(6-2、6 -3において同じ)。

(参考1) 住字取得等資金の非課税制度の状況

_ \		1/	_	L 4/	(N -	78	11/. 0.	ノフロ	W 17	1111/2	< V / 1/\1	<i>/</i> L			
		区					分			J		員		金	額
												人	内		千円 8, 455, 062
住	宅	取	得	等	資	金	\mathcal{O}	金	額			1, 294			9, 360, 020

調査対象等: 令和4年中に財産の贈与を受けた者について、 令和5年6月30日までの申告又は処理(更正、決 定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づ いて作成した。 (注) 「金額」欄の「内」は、非課税の適用を受けた 金額を示す。

(参考2) 教育資金の非課税制度の状況

_	- 1/2	7.7 4 /	4A H	2 7	7077	עניווים/ויאאן	\times	$\gamma \nu \nabla \nu$	· L				
I		区				分		J		員	-	金	額
	非	課	税		拠	出	額			人 255			千円 1,848,900
	教 (育 管 理	資 契	金 約	支 終	出 了 分	額)			122			720, 487

調査対象等: 令和4年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税拠出額」を「教育資金非課税申告書」等に基づいて作成した。 令和4年中に教育資金管理契約が終了した者について、「教育資金支出額」を「教育資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(参考3) 結婚・子育て資金の非課税制度の状況

(9)	<i>J O / I</i>	H 24	1 11 \	日本へ	2 F IV	VIDLIII.	1/X V/	V 17 L			
	区			分		J		員	3	金	額
非	課	税	拠	出	額			人 8			千円 30,500
結 婚 (管	• 子 • 理	育 て 契 約	· 資 st 」終	≥ 支 出 了 分	額)			1			535

調査対象等: 令和4年中に財産の贈与を受けた者等について、「非課税拠出額」を「結婚・子育で資金非課税申告書」等に基づいて作成した。 令和4年中に結婚・子育で資金管理契約が終了した者について、「結婚・子育で資金支出額」を「結婚・子育で資金支出額」を「結婚・子育で資金管理契約の終了に関する調書」に基づいて作成した。

(2) 課税状況の累年比較 (合計分)

	H1 /J/						取	得 財	産 価	額			納	付	税	額
	区		分		申	告	状	況	課	税	状	況	14.1	111	176	帜
					人	員	金	額	人	員	金	額	人	員	金	額
						人		千円		人		千円		人		千円
平	成	30	年	分		14, 109		61, 426, 989		11, 932		60, 243, 899		8,656		3, 164, 806
令	和	元	年	分		13, 927		68, 169, 485		11, 657		67, 062, 223		8, 390		3, 825, 740
令	和	2	年	分		13, 718		73, 233, 648		11, 528		72, 189, 279		8, 397		3, 652, 976
令	和	3	年	分		14, 697		71, 792, 116		12, 330		70, 871, 729		9, 144		3, 567, 001
令	和	4	年	分		13, 913		80, 691, 754		12, 080		79, 786, 524		9, 078		4, 279, 156

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」を累年比較したものである。

(暦年課税分①)

(/_	十昧切															
	区		分					ļ	暦 4 取 得	F 課 財	産	税 分 価 額	· į			
			Л						内	特 例 贈	与 財	産 分	内	一般贈	9 与 財	産 分
					人 員	į	金	額	人	員	金	額	人	員	金	額
						人		千円		人		千円		人		千円
平	成	30	年	分	8,	, 868		30, 314, 296		4, 285		13, 858, 542		4, 636		16, 455, 754
令	和	元	年	分	8,	, 638		38, 412, 969		4, 123		16, 954, 256		4, 579		21, 458, 714
令	和	2	年	分	8,	, 660		42, 498, 471		4, 215		17, 128, 837		4, 506		25, 369, 634
令	和	3	年	分	9,	, 417		35, 916, 048		4, 707		17, 925, 068		4, 791		17, 990, 981
令	和	4	年	分	9,	, 248		47, 385, 243		4, 796		30, 210, 206		4, 532		17, 175, 038

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況 (暦年課税分①)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(相続時精算課税分②)

	区		分		相取	続 得	精財	算 産	課 祇	分額
					人	員			金	額
平	成	30	年	分		3,	人 153		2	千円 29, 929, 603
令	和	元	年	分		3,	100		2	28, 649, 253
令	和	2	年	分		2,	972		2	9, 690, 809
令	和	3	年	分		3,	014		3	34, 955, 680
令	和	4	年	分		2,	920		3	32, 401, 281

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況 (相続時精算課税分②)」の「課税状況」欄を累年比較したものである。

(3) 舞道保湿における由生又は加理の別

	おける申告又は処理の別		取得財	産	価 額	1	納付		税額
区	分		人員	/4	金 額		人 員		金額
			人		工 积 千円		人人		业 · 供
	申 告 額		12, 076		80, 148, 238		9, 066		4, 259, 368
	修正申告による増差額		66		240, 924		48		28, 835
本年分	更正による増差額		-		-		-		-
1 23	更正等による減差額		12	Δ	602, 638		11	Δ	9, 047
	決 定 額		-		-		-		_
	計	実	12, 080		79, 786, 524	実	9, 078		4, 279, 156
	申 告 額		498		1, 726, 268		488		212, 664
	修正申告による増差額		54		182, 454		52		45, 166
過年分	更正による増差額		-		-		-		-
過 十 刀	更正等による減差額		30	Δ	217, 590		30	Δ	25, 468
	決 定 額		-		-		-		-
	計	実	550		1, 691, 132	実	538		232, 362
	申 告 額		12, 574		81, 874, 506		9, 554		4, 472, 031
	修正申告による増差額		120		423, 378		100		74, 001
合 計	更正による増差額		-		-		-		-
ы #1	更正等による減差額		42	Δ	820, 228		41	Δ	34, 515
	決 定 額		-		-				-
	計	実	12, 630		81, 477, 656	実	9, 616		4, 511, 518

調査対象等:

「本年分」は、令和4年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和5年6月30日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。 「過年分」は、令和3年以前に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和4年7月1日から令和5年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(4) 税務署別課税人員

±24	務	999	H	Î	果	税	状	況	
税	務	署	名		人			Į.	
									人
熊	7	k	西						1,803
熊	7	k	東						731
八			代						318
人			吉						154
玉			名						228
天			中						168
Щ			鹿						103
菊宇			池						366
			土						177
阳			蘇						122
熊	本	県	計						4,170
大			分						1,085
別			府						344
中			津						146
月			田						161
佐			伯						104
벋			杵						90
竹			田 //						22
宇			佐						153
=									48
大	分	県	計						2,153

444	務	-	罯	Þ		課	税	状	況	
税	195	7	首	名		J		i	Ę	
										Y
宮				崎						1,024
都				城						420
延				岡						430
日				南						109
小				林						174
高				鍋						168
宮	崎	Į.	見	計						2,325
	,			н						
鹿		児		島						1,626
Ш				内						197
鹿				屋						298
大				島						187
出				水						171
指				宿						72
種		子		島						70
知				覧						161
伊		集		院						120
加		治		木						380
大				隅						150
鹿	児	島	県	計						3,432
	#i -l	- E	÷Τ						-	10.000
	熊本	內向	ΪĒΤ		l					2,080

(注) この表は、「(1) 申告・課税状況(合計分)」の「課税状況」欄にある「取得財産価額(本年分)」の人員を税務署別に示したものである。

(5) 加算税の状況

(0)	区 分		過少申行	告加算税	無申告	加算税	重 加	算 税
Ŀ			人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
			人	千円	人	千円	人	千円
本	年	分	-	-	163	3, 935	-	-
過	年	分	6	996	344	24, 028	_	-
合	,	計	6	996	507	27, 963	-	-

(注) 調査対象等は、「(3) 課税状況における申告又は処理の別」と同じである。

(1) 取得財産価額階級別状況(合計分)

	文 年 年 世 祖 祖 昭 叔 列 :	NOL (II	µ1 / 3 /			申告	状沥	L					
取侍則,	産価額階級	人	員	取	得	財	産	価	額	納	付	税	額
			人						千円				
150	万円以下		4, 405				4,	013	, 842				
150	万 円 超		1, 433				2,	648	, 429				
200	"		3, 719				10,	926	, 967				
400	"		2, 251				11,	808	, 649			1	/
700	"		887				7,	587	, 044				
1,000	"		871				12,	170	, 486				
2,000	"		205				4,	907	, 759				
3,000	"		59				2,	174	, 046			/	
5, 000	"		41				2,	843	, 287		/	'	
1	億 円 超		26				4,	207	, 748				
3	"		3				1,	265	, 554				
5	"		5				3,	116	, 035				
10	"		1				1,	381	, 617	/	/		
20	"		_						-	/			
30	11		-						-				
50	"		1				12,	004	, 380	[/			
合	計		13, 907				81,	055	843	/			

取得財產	全価額階級		課税状況	
4人(4人)	E 四 15月7日 / 15	人 員	取 得 財 産 価 額	納 付 税 額
		人	千円	千円
150	万円以下	2, 574	3, 106, 237	30, 981
150	万 円 超	1, 433	2, 648, 429	99, 046
200	JJ	3, 719	10, 926, 967	573, 963
400	"	2, 251	11, 808, 649	841, 241
700	11	887	7, 587, 044	566, 006
1,000	11	871	12, 170, 486	636, 677
2,000	11	205	4, 907, 759	212, 462
3,000	11	59	2, 174, 046	276, 609
5, 000	11	41	2, 843, 287	312, 822
1	億 円 超	26	4, 207, 748	211, 243
3	11	3	1, 265, 554	270, 395
5	11	5	3, 116, 035	227, 923
10	11	1	1, 381, 617	-
20	11	-	-	-
30	11	-	-	-
50	IJ	1	12, 004, 380	-
合	計	12, 076	80, 148, 238	4, 259, 368

調査対象等: 「申告状況」は令和4年中に財産の贈与を受けた者について、令和5年6月30日までに提出された「申

「申告状況」は令和4年中に財産の贈与を受けた者について、令和5年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。 「課税状況」は、令和4年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を除く。)について、令和5年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

「6-1 申告・課税状況」と「6-2 贈与財産価額階級別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。 (注)

(2) 取得財産価額階級別状況 (暦年課税分及び相続時精算課税分)

(2) 取侍財産価	饭的 似	八儿 ()自十味忧万及	(い 付							
		申告状況								
取得財産価額	取得財産価額階級		年 課 税 分	相続時	精 算	課税分				
		人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取得月	財 産 価 額				
		人	千円							
150 万円	9以下	4, 278	3, 880, 848							
150 万	円超	1, 305	2, 418, 555							
200	"	3, 101	9, 050, 043							
400	"	1, 576	8, 179, 440							
700	"	434	3, 658, 390							
1,000	"	299	4, 089, 650		,					
2,000	"	38	874, 479							
3,000	"	20	736, 713							
5,000	"	16	1, 170, 409							
1 億	円超	6	948, 829							
3	"	1	500, 000	/						
5	"	2	1, 243, 508							
10	11	-	-							
20	11	-	-							
30	11	-	-							
50	JJ	1	12, 004, 380							
合	計	11, 077	48, 755, 243							

			課利	说状況	
取得財	産価額階級	暦	年 課 税 分	相続時	精 算 課 税 分
		人 員	取 得 財 産 価 額	人 員	取 得 財 産 価 額
150	T II N T	人	千円		千円
150	万円以下	2, 447	2, 973, 242	186	180, 363
150	万 円 超	1, 305	2, 418, 555	146	261, 990
200	"	3, 101	9, 050, 043	626	1, 894, 343
400	11	1, 576	8, 179, 440	683	3, 672, 065
700	JJ	434	3, 658, 390	451	3, 912, 573
1,000	"	299	4, 089, 650	571	8, 067, 275
2,000	11	38	874, 479	165	3, 985, 911
3,000	11	20	736, 713	38	1, 399, 206
5,000	"	16	1, 170, 409	25	1, 653, 639
1	億 円 超	6	948, 829	20	3, 253, 539
3	11	1	500, 000	2	765, 554
5	11	2	1, 243, 508	3	1, 872, 526
10	"	-	-	1	1, 381, 617
20	"	-	-	-	-
30	"	-	-	-	-
50	11	1	12, 004, 380	-	-
合	計	9, 246	47, 847, 637	2, 917	32, 300, 600

⁽注) 人員について、暦年課税分と相続時精算課税分に重複する者があるため、(2)の合計は(1)と一致しない。

6-3 贈与財産種類別

受贈人員、取得財産価額(その1)

	双侍州 座 間 領(て り 1)	申告状況						
耳	て得財産等の種類		暦年記	果税分	相続時精算課税分			
)	員	取得財産価額	人 員 取得財産価額			
			人	千円	/			
r	田 (耕作権及び永小作権を含む。)		107	153, 248	/			
土	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)		147	174, 762				
	宅地(借地権を含む。)		1, 858	6, 366, 043				
	山 林		186	68, 490				
地	その他の土地		192	306, 211				
	計	実	2, 070	7, 068, 754				
家	屋 、 構 築 物		976	1, 871, 562				
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		7	16, 344				
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		3	12, 301				
(農業)	売掛金		-	-				
用	その他の財産		50	96, 021				
財 産	計	実	60	124, 666				
有	株 式 及 び 出 資		2, 262	22, 191, 789				
価	公 債 及 び 社 債		8	23, 861				
証	投資·貸付信託受益証券		34	130, 543				
券	計	実	2, 297	22, 346, 193				
現 金	、 預 貯 金 等		5, 794	14, 698, 026				
家	庭 用 財 産		5	11, 562				
そ財	生 命 保 険 金 等		196	656, 393				
Ø	立		11	9, 487				
他	そ の 他		716	1, 968, 599				
の産	計	実	920	2, 634, 479				
	合 計	実	11, 077	48, 755, 243				

調査対象等: 「申告状況」は令和4年中に財産の贈与を受けた者について、令和5年6月30日までに提出された 「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

- (注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。
 - 2 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

受贈人員、取得財産価額(その2)

		課税状況						
耳	は得財産等の種類			果税分		相続時精算課税分		
		J		取得財産価額	人		取得財産価額	
	田 (耕作権及び永小作権を含む。)		人 104	千円 152, 538		人 130	千円 352, 324	
土	畑 (耕作権及び永小作権を含む。)		138	168, 993		131	323, 415	
	宅地(借地権を含む。)		1, 808	6, 321, 770		1, 762	10, 963, 884	
	山林		182	66, 471		134	52, 509	
地	その他の土地		188	304, 428		130	768, 680	
	計	実	2, 003	7, 014, 200	実	1, 931	12, 460, 812	
家	農 、 構 築 物		956	1, 856, 635		974	2, 489, 516	
事業	機械器具、農耕具、じゅう器、備品		7	16, 344		10	40, 664	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等		3	12, 301		3	16, 286	
農業)	売 掛 金		_	1		1	6, 061	
用	その他の財産		34	78, 493		4	26, 545	
財 産	計	実	44	107, 138	実	13	89, 556	
有	株 式 及 び 出 資		1, 928	21, 873, 343		177	9, 965, 708	
価	公 債 及 び 社 債		8	23, 861		_	-	
証	投 資 · 貸 付 信 託 受 益 証 券		33	129, 443		2	35, 421	
券	計	実	1, 962	22, 026, 647	実	179	10, 001, 129	
現 金	、 預 貯 金 等		4, 479	14, 290, 279		693	6, 608, 381	
家	庭 用 財 産		5	11, 562		1	9, 621	
そ財	生 命 保 険 金 等		195	655, 293		11	53, 881	
Ø	立 木		9	8, 838		5	11, 507	
他	そ の 他		625	1, 877, 045		146	576, 197	
の産	計	実	826	2, 541, 176	実	162	641, 585	
	合 計	実	9, 246	47, 847, 637	実	2, 917	32, 300, 600	

調査対象等: 「課税状況」は令和4年中に財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者(住宅取得等資金の 非課税制度適用後の残額について暦年課税のみを選択した者で、その残額が基礎控除を超えない者を 除く。)について、令和5年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づい て作成した。

⁽注) 1 「6-1 申告・課税状況」と「6-3 贈与財産種類別」は、調査対象等が異なるため、人員、金額等は一致しない。

^{2 「}人員」欄の「実」は、実人員を示す。